

(別紙) 新旧対照表

新	旧
<p><b>4 地域再生計画の目標</b> (目標 1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を 51%から<u>69%</u>に向上) (省略)</p> <p><b>5 目標を達成するために行う事業</b> (省略)</p> <p><b>5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業</b> <b>【整備量】</b> 公共下水道 φ50～φ400mm <u>13,200</u>m 浄化槽(個人設置型) <u>139</u>基 なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり 公共下水道 須津第1・第2・第3処理分区 550人 府中第1・第2処理分区 1,010人 浄化槽(個人設置型) <u>528</u>人 <b>【事業費】</b> 公共下水道 事業費 <u>1,326,000</u>千円 (うち、交付金<u>663,000</u>千円) 単独事業費 <u>343,100</u>千円 浄化槽(個人設置型) 事業費 <u>57,673</u>千円 (うち、交付金 <u>19,223</u>千円) 合計 事業費 <u>1,383,673</u>千円 (うち、交付金<u>682,223</u>千円) 単独事業費 <u>343,100</u>千円 (省略)</p>	<p><b>4 地域再生計画の目標</b> (目標 1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を 51%から<u>68%</u>に向上) (省略)</p> <p><b>5 目標を達成するために行う事業</b> (省略)</p> <p><b>5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業</b> <b>【整備量】</b> 公共下水道 φ50～φ400mm <u>12,300</u>m 浄化槽(個人設置型) <u>96</u>基 なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり 公共下水道 須津第1・第2・第3処理分区 550人 府中第1・第2処理分区 1,010人 浄化槽(個人設置型) <u>364</u>人 <b>【事業費】</b> 公共下水道 事業費 <u>1,000,000</u>千円 (うち、交付金<u>500,000</u>千円) 単独事業費 <u>500,000</u>千円 浄化槽(個人設置型) 事業費 <u>39,780</u>千円 (うち、交付金 <u>13,260</u>千円) 合計 事業費 <u>1,039,780</u>千円 (うち、交付金<u>513,260</u>千円) 単独事業費 <u>500,000</u>千円 (省略)</p>